

## 職制の実施について

平成4年7月20日付け最高裁総一第153号最高裁判所事務総局局課長，司法研修所長，裁判所書記官研修所長，家庭裁判所調査官研修所長及び最高裁判所図書館長あて最高裁判所事務総長通達

改正 平成7年3月8日総一第44号

改正 平成9年2月26日総一第49号

改正 平成12年2月18日総一第46号

改正 平成16年4月1日総一第188号

最高裁判所事務総局等職制規程（昭和43年最高裁判所規程第2号。以下「職制規程」という。）の施行に伴う職制の実施について，下記のとおり定めましたから，これによってください。

### 記

#### 1 審査官等の数

- (1) 職制規程第2条の規定による審査官の数は，14人以内とする。
- (2) 職制規程第3条の規定による課長補佐，室長補佐，職員管理官補佐及び厚生管理官補佐の数は93人以内とする。
- (3) 職制規程第4条の規定による翻訳官の数は，4人以内とする。
- (4) 職制規程第6条の規定による工務検査官の数は5人以内，主任技官の数は23人以内とする。

#### 2 企画官

- (1) 司法研修所及び裁判所職員総合研修所の事務局の課に，企画官を置くことができる。
- (2) 企画官は，裁判所事務官の中から，命ずる。

- (3) 企画官は、上司の命を受けて、課の事務のうち特定の事項についての調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

### 3 研究企画官

- (1) 裁判所職員総合研修所の事務局の企画研修第一課及び企画研修第二課に、研究企画官を置くことができる。
- (2) 研究企画官は、裁判所事務官の中から、命ずる。
- (3) 研究企画官は、上司の命を受けて、課の事務のうち専門的研究の企画、立案、実施等に関する事務をつかさどる。

### 4 営繕企画官

- (1) 事務総局の経理局営繕課に営繕企画官を置くことができる。
- (2) 営繕企画官は、裁判所技官の中から、命ずる。
- (3) 営繕企画官は、上司の命を受けて、課の事務のうち特定の事項についての調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

### 5 班長

- (1) 事務総局の経理局営繕課に置かれる班に、主任技官1人又は数人を置き、そのうち1人を班長とし、同局管理課に置かれる班については、裁判所技官のうち1人を班長とする。
- (2) 班長は、上司の命を受けて、班の事務をつかさどる。

### 6 専門職

- (1) 事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課及び図書館の課に、専門職を置くことができる。
- (2) 専門職は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。
- (3) 専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- (4) 高度に専門性を有する事務に従事する専門職は、専門官と称する。
- (5) 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

### 7 係長

- (1) 係に、係長を置く。
- (2) 係長は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。
- (3) 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

## 8 調査員

- (1) 事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課及び図書館の課に、調査員を置くことができる。
- (2) 調査員は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。
- (3) 調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

## 9 主任

- (1) 事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課及び図書館の課に、主任を置くことができる。
- (2) 主任は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。
- (3) 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

### 付 記

- 1 この通達は、平成4年8月1日から実施する。
- 2 昭和43年4月20日付け最高裁総一第131号事務総長通達「職制の実施について」は、平成4年7月31日限り、廃止する。
- 3 旧通達に基づいて実施された職制については、この通達に基づいて実施された職制とみなす。

### 付 記

この通達は、平成7年3月24日から実施する。

### 付 記

この通達は、平成9年4月1日から実施する。

### 付 記

この通達は、平成12年4月1日から実施する。

### 付 記

この通達は、平成16年4月1日から実施する。